

2024年1月17日  
朝日生命保険相互会社

## 「契約内容登録制度」の改正に伴う約款改定について

朝日生命保険相互会社（社長：木村 博紀）は、「契約内容登録制度」の改正に伴い、下記のとおり約款等を改定いたします。なお、改定前のご契約には影響がございません。

### 記

#### 1. 改定日

2024年4月1日（月）

#### 2. 対象商品

**別紙1**参照

#### 3. 改定内容

「契約内容の登録」に関する条項を削除します。

※規定削除により条ずれが発生する場合、条の繰上げを行います。

※詳細は、**別紙2**をご確認ください。

#### 4. その他

この度の改定によって、「契約内容登録制度」に基づくご契約内容の登録が行われなくなるものではありません。「契約内容登録制度」の詳細については「ご契約のしおり一定款・約款」または以下のURLよりご確認ください。

URL：<https://www.asahi-life.co.jp/company/read/kyodo/01.html>

以 上

**別紙 1**

この度の改定の対象商品は以下のとおりです。

	商品名称	
<b>主契約</b>	普通定期保険	5年ごと利差配当付収入サポート保険
	長期生活保障保険	5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険
	介護・特定疾病定期保険	5年ごと利差配当付軽度介護定期保険
	5年ごと利差配当付普通定期保険	5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）
	5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険	5年ごと利差配当付引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付普通養老保険	5年ごと利差配当付介護定期保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付普通終身保険	5年ごと利差配当付介護定期保険
	5年ごと利差配当付長期生活保障保険	無配当総合医療保険
	5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険	無配当新総合医療保険
	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険	無配当生活習慣病保険
	5年ごと利差配当付逡減定期保険	無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付介護終身年金保険	無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付介護一時金保険	無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）
	5年ごと利差配当付新長期生活保障保険	5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）
	無配当普通定期保険（低解約返戻金型）	5年ごと利差配当付医療保障保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）	5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
	5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険	5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）
	5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）	5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）
	5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）	無配当新医療保険（返戻金なし型）（2017） S
	5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）	無配当引受基準緩和型新医療保険（返戻金なし型） S
5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）		

	商品名称	
特約	普通定期保険手術給付金付疾病入院特約 (06)	5年ごと利差配当付通減定期保険特約
	こども傷害特約 (06)	5年ごと利差配当付長期生活保障特約
	こども災害入院特約 (06)	無配当長期入院特約
	手術給付金付こども疾病入院特約 (06)	無配当新女性医療特約
	定期保険特約	5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
	養老保険増額特約	5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約
	終身保険増額特約	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
	通減定期保険特約	無配当傷害特約 (医療保険)
	長期生活保障特約	無配当成人病入院特約 (医療保険)
	介護・特定疾病定期保険特約	無配当長期入院特約 (医療保険)
	介護・特定疾病終身保険特約	無配当新女性医療特約 (医療保険)
	無配当傷害特約	無配当成人病入院特約 (医療保険) (01)
	無配当災害入院特約	無配当新女性医療特約 (医療保険) (01)
	無配当手術給付金付疾病入院特約	無配当新女性医療特約 (医療保険) (2006)
	無配当成人病入院特約	無配当女性専用医療特約 (医療保険) (返戻金なし型)
	無配当災害割増特約	無配当女性入院特約 (返戻金なし型) (2017) S
	5年ごと利差配当付定期保険特約	
5年ごと利差配当付養老保険増額特約		
5年ごと利差配当付終身保険増額特約		

別紙 2

【2024 年 4 月 1 日以後にご加入いただく場合に適用される約款】（例：普通定期保険普通保険約款）

新	旧
(削除)	<p>第 43 条 契約内容の登録</p> <p>1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。</p> <div data-bbox="1267 628 2002 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）</p> <p>(2) 死亡保険金の金額</p> <p>(3) 契約成立日*<sup>1</sup>（第 1 条）</p> <p>(4) 当会社名</p> </div> <p>2. 本条の 1. の登録の期間は、契約成立日*<sup>1</sup>から 5 年*<sup>2</sup>以内とします。</p> <p>3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の 1. の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*<sup>3</sup>のある保険契約もしくは特約の申込み*<sup>4</sup>を受けたとき、または更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に死亡保険金*<sup>3</sup>のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の 1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。</p> <p>4. 各生命保険会社等は、本条の 2. の登録の期間中に死亡保険金*<sup>3</sup>のある保険契約または特約の申込み*<sup>4</sup>があったときは、本条の</p>

新	旧
	<p>3. によって連絡された内容を死亡保険金*<sup>3</sup>のある保険契約または特約の承諾*<sup>5</sup>の判断の参考とすることができます。</p> <p>5. 各生命保険会社等は、契約成立日*<sup>6</sup>から5年*<sup>7</sup>以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1.の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。</p> <p>6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*<sup>5</sup>の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。</p> <p>7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。</p> <p>8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。</p> <p>9. 本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。</p> <p>[第43条の補足説明]</p> <p>* 1 契約成立日 復活（第16条）が行われたときは、最終の復活の日とします。</p> <p>* 2 契約成立日から5年 契約成立日*<sup>1</sup>において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立</p>

新	旧
	<p>日*<sup>1</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。</p> <p>*3 死亡保険金 災害死亡保険金を含みます。</p> <p>*4 申込み 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。</p> <p>*5 承諾 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。</p> <p>*6 契約成立日 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。</p> <p>*7 契約成立日から5年 契約成立日*<sup>6</sup>において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*<sup>6</sup>から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。</p>

一部の保険種類の新旧対比表を代表例として掲載しています。

このため、ご加入の保険種類によっては、上記の新旧対比表と「条項番号が異なる場合」など、改定内容が一部異なる場合があります。